

役員を選任について

1 役員候補

会 長	広島市長（日本）	
副会長	長崎市長（日本）	
	ハノーバー市長（ドイツ）	
	マラコフ市長（フランス）	
	マンチェスター市長（イギリス）	
	モンテンプル市長（フィリピン）	
	ボルゴグラード市長（ロシア）	
	アクロン市長（アメリカ）	
	フィレンツェ市長（イタリア）	
	イーペル市長（ベルギー）	
	ビオグラード・ナ・モル市長（クロアチア）	
	グラノラズ市長（スペイン）	
	ハラブジャ市長（イラク）	
	ワイタケレ市長（ニュージーランド）	
	ブリュッセル市長（ベルギー）	
		計 15名

2 参考

平和市長会議規約（抜粋）

第3章 役員

（役員）

第4条 この機構に次の役員を置く。

会長 1 名

副会長 若干名

理事 若干名

- 2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の市長の互選によって決定する。
- 3 会長は、この機構を統轄及び代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 理事は、会長が連帯都市の市長の中から選任する。
なお、選任にあたっては、地域性を配慮して行うものとする。
- 6 理事は、会長及び副会長を補佐し、この機構の円滑な運営を図るものとする。

（任期）

第5条 役員任期は、次期総会において新たな役員が選任されるまでの間とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の市長が、当該市長の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の市長を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者は、前任者の残任期間とする。